

道の駅「神鍋高原」飲食施設運営予定事業者公募要項（案）

（株）日高振興公社（以下「公社」という。）が豊岡市から指定管理を受けている道の駅「神鍋高原」（以下「道の駅」という。）の飲食施設について、多様なニーズや道の駅の隣にオープン（2022年後半）する民間ホテルの飲食ニーズに対応するため、2022年度に豊岡市がレイアウト変更も含めた内装等の改修工事を行う予定である。

改修工事後、この飲食施設を運営する事業者について、専門業者の固有ノウハウを生かすこと、また、地域特性に配慮した上質なサービスを提供することを条件に、地域住民や域外からの来訪者への利便性の向上やリピーター確保につながるよう公募により選定する。

※この公募要項は、条件付きの募集であり、2022年度の豊岡市の該当予算の設立が前提となります。該当予算が成立しないこと等により、本業務が実施できなくなった場合には、本件は提案を募集したことに留まり事業化はされないもので、十分にご留意のうえ応募することとする。

2021年8月9日

（株）日高振興公社

1 目的

この要項は、道の駅「神鍋高原」飲食施設運営予定事業者の選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

道の駅「神鍋高原」飲食施設運営業務

(2) 業務の目的

2022年12月頃リニューアルオープンを予定している道の駅の飲食施設について、道の駅の隣にオープン（2022年後半）する民間ホテルの飲食ニーズに対応すること、また、地域住民や来訪者への利便性の向上やリピーター確保につながることを目的に改修計画の立案とその改修計画に沿った運営を行う。

(3) 業務内容

道の駅の飲食施設について、民間の柔軟な発想や豊富な知識、経験をもとに運営方法を検討し、改修計画の立案とその計画に沿った運営を行う。

指定管理者の公社と事業者との間で「業務委託契約」を締結する。

豊岡市は、事業者から提案された改修計画を基に事業者と協議し、レイアウト変更も含めた内装等改修工事を行う。

ア 改修整備計画の立案

地元食材の活用に配慮し業務の目的に合致した運営ができるよう飲食施設部分のレイアウト変更も含めた内装等の改修整備（概ね6千万円の範囲内、テラス席の新設予定も含む）に係る計画を立案する。

※飲食施設部分の水道、空調設備、電気、照明器具、電話線用配管、換気工事、給排水工事、防災設備、その他床面、壁面等の内装工事のほか、什器備品の設置工事は、豊岡市が実施する。ただし、持ち運び可能な備品等の整備は、事業者負担とする。

イ 改修整備に係る設計協議への参画

豊岡市が行う改修整備に係る設計協議に参画し、必要な協力を行う。

ウ 飲食施設の運営

豊岡市が行う飲食施設の改修整備後、公社から業務委託を受け、提案内容に沿って施設を運営する。

(7) 運営条件等

a 運営コンセプト

(a) 基本的な方向性

「神鍋高原のおもてなしの中核施設」として、当高原の雰囲気に対応しく快適な空間の中で心地よいサービスと期待を裏切らない料理を提供し、何度も訪れたい魅力ある飲食施設とすること。

(b) 地元食材を活用し地元食材の付加価値向上への取組み

神鍋高原等の地元食材を活用した料理メニューを提供し、地元食材の付加価値向上を目的とした取組みを行うこと。

(c) 道の駅や神鍋温泉ゆとろぎ、観光事業者等との連携・協力

道の駅や神鍋温泉ゆとろぎ、体験事業者など観光事業者等と連携したメニュー・サービスを提供すること。道の駅や地域団体等が実施する各種イベントに協力すること。

(d) 新たなニーズや多様なニーズへの対応

民間ホテルの宿泊者へのニーズ（朝食・夕食）に配慮したメニュー提供や営業時間とすること。域外来訪者だけでなく、地域住民の利用にも配慮したメニューを提供すること。新設する予定のテラス席では、ペット愛好家（同伴客）の受入れにも配慮すること。

(e) ホスピタリティの維持向上

飲食施設に対する要望や意見を把握し、利用者に対するきめ細かな対応に努め、常に質の高いサービス、ホスピタリティを発揮すること。

(i) 営業日及び営業時間

a 営業日

飲食施設の営業日について、原則、道の駅の開館日に合わせることにする。ただし、臨時の休業日を事前許可により設けることができる。

b 営業時間

飲食施設の営業時間について、原則、条例の規定（9時から21時）に合わせることにする。ただし、営業時間について、事前許可により延長及び短縮することができる。

(ii) 営業準備及び営業開始予定時期

- | | |
|----------------|--------------|
| a 飲食施設改修工事竣工予定 | 2022年10月頃 |
| b 家具、什器、備品設置予定 | 2022年10月中旬以降 |
| c 飲食施設使用可能時期 | 2022年11月以降 |
| d 営業開始予定 | 2022年12月頃 |

(iii) 施設・設備等の費用負担

a 内装及び電気、給排水等の設計及び工事については、提案内容を踏まえ、事業者と協議の上、豊岡市が行う。厨房施設（既存厨房機器設備の移設含む）についても、提案内容を踏まえ、事業者と協議の上、豊岡市が設置する。

b 豊岡市設置設備以外の設備で運営に必要なもの、一部調理器具、棚、食器類やレジ、パソコン等の備品、消耗品等は、据付き及び電源・給排水等の接続を含め事業者の負担とする。

厨房機器設備を持ち込む場合の各種法令手続き及び営業許可申請等に係る費用は、事業者の負担で行うこと。

c レイアウトについて

現行の客席・厨房内の機器の配置等については、設計協議の上、レイアウト変更が可能である。

d 光熱水費等の負担区分

電気及び上下水道、ガス等の光熱水費、人件費や清掃、消毒、廃棄物処理、通信運搬、消耗品、警備、保険料など営業に必要な経費、退去する際の現状復旧費等) は、事業者の負担とする。

e 清掃等の管理

飲食施設部分における営業活動で使用した部分の清掃は、事業者で行うこと。ごみの搬出、処理についても事業者の負担とする。

f 危機管理

飲食施設部分については、火災・地震その他災害、事故、盗難その他の不測の事態発生による一切の危険に備えるための損害保険に、事業者の負担により加入すること。事業者は、火災・地震その他災害や事故対応についての危機管理マニュアルを作成し、公社の承認を得ること。

(オ) 飲食施設部分の名称について

新しい神鍋高原の顔となるようなアピール力のある名称とすること。ただし、名称決定については、公社や豊岡市との協議の上、決定する。

(カ) 管理手数料（営業開始前の管理手数料は不要）

初年度：毎月 30 万円

※翌年度の管理手数料は、前年度の売上高の実績に応じて変動する。

(キ) その他

a 契約予定者特定後、公社と協定締結までの期間に契約を辞退する場合、または、公社と協定締結後、業務契約締結までの期間に契約を解除する場合には、違約金が発生する可能性があるため、注意すること。

b 契約予定者特定後、運営する権利等契約に基づく一切の権利を他人に譲渡、再委託、担保の用に供することはできない。

c 公社及び豊岡市は、事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務について一切責任を負わない。

d 次の各号に該当するときには、協定や契約を解除、又は変更することがある。

(a) 天変地異等により業務場所が使用不能になったとき

(b) 事業者が契約条件に違反したとき

(c) 事業者が応募者の資格に違反しているとき

(d) 公社が、豊岡市から指定管理者としての指定を取り消される等の場合

e 契約期間満了に伴い、更新を行わない場合は、満了日までに事業者の負担で本物件を原状回復して公社に引き渡すこと。ただし、契約の満了前に契約を解除する場合には、解除の日から 2 週間以内に、事業者の負担で本物件を原状回復して公社に引き渡すこと。

f 協定、業務契約または個別契約に関連して知り得た当飲食施設部分の営業上、

技術上、その他一切の秘密を、業務契約の有効期間中はもちろん、その契約締結前および終了後においても、第三者に漏洩してはならない。

g 業務に関し、保健所、消防署等の許認可を必要とする事項については、事業者の責任において取得すること。

h 施設の安全管理上必要な業務（防災訓練等）に、参加協力すること。

(4) 業務期間 契約の日（2022年4月予定）から2027年3月31日まで

(5) 飲食施設の概要

ア 名称 道の駅「神鍋高原」実習館

イ 建物 鉄骨造・2階建

ウ 主な施設 1階：軽食堂、2階：会議室

エ 整備年次 1993年7月竣工

オ 建物面積 1,216.96 m²（飲食施設：約350 m²（倉庫、通路及びトイレ含む））

カ 飲食施設の利用状況等

区分・年度	利用人数（人）	売上高（千円）
道の駅実習館 軽食堂	2015年度	47,877
	2016年度	41,172
	2017年度	45,869
	2018年度	38,331
	2019年度	33,755
	2020年度※	21,913

※2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、利用人数及び売上高が減少。

(6) 道の駅「神鍋高原」設置及び管理に関する条例に規定する休館日及び開館時間

※2022年4月1日施行予定

ア 休館日 年中無休

※申請承認により休館日を設けることができる。

イ 開館時間

(ア) 道の駅本館 9時から19時

(イ) 道の駅実習館 9時から21時

※開館時間は、申請承認により変更することができる。

ウ 参考

(ア) 神鍋温泉ゆとろぎの休館日及び開館時間（条例の規定）

年中無休、開館時間は11時から21時

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 市内に本店、支店若しくは営業所等がある事業所又は市内に住民登録のある個人であること。ただし、営業開始までの間に事業所を市内に開設する予定であれば、応募はできる。応募時の提出書類にその旨を明記すること。

また、複数の事業者、個人で構成されるグループであることも可とする。グループで

ある場合は、グループを代表する法人又は個人を定め（以下「代表者」という。）応募手続きを代表して行うこと。なお、グループの代表者及び構成の変更は原則として認めない。構成員のいずれかが別の応募者（別の応募グループの構成員を含む。）として重複参加していないこと。重要な運営に関し、業務委託を受けようとする事業者又は個人は、応募グループの構成員に該当することとする。

- (2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (8) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (9) 飲食店を営むにあたり、食品衛生法、薬事法等の関係法令に基づく許認可（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有しているか、営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
- (10) 業務遂行のために行う打合せ等（道の駅「神鍋高原」等で開催予定）に参加できる者であること。

5 現場説明会

希望者を対象として、以下のとおり現場説明会を開催する。参加を希望する者は、所定の参加届を提出してください。なお、説明に不参加であっても本プロポーザルへ参加することはできる。

- (1) 対象者 現場説明会参加届（様式1）を提出した者
- (2) 開催日時 2021年8月31日（火）14時から15時
- (3) 開催場所 道の駅「神鍋高原」2階会議室
（兵庫県豊岡市日高町栗栖野59番地の13）
- (4) 参加方法 2021年8月24日（水）17時までに、FAX又は電子メールにより提出してください。（提出先は6(3)イに同じ。）
- (5) 参加人数 各者3人以内
- (6) 留意事項 新型コロナウイルス感染症の状況により、現場説明会を実施しない場合がある。

6 募集内容

- (1) 募集方法
道の駅「神鍋高原」公式ウェブサイト等を通じて募集
- (2) 応募方法
プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。
ア 提出書類
(7) 参加申込書（様式3）

- (イ) 会社概要（様式4）
- (ウ) 業務実績調書（様式5）
業務実績を証明するもの（契約書の写し等）を添付すること。
- (エ) 法人及び非法人にあつては、下記の表に基づく書類を提出すること。

区 分	提出書類
法人の場合	a 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 b 登記事項証明書（登記簿謄本） c 印鑑証明書
非法人の場合	a 団体の規約、会則等 b 代表者の住民票の写し c 印鑑証明書
納税義務がある場合	
（法人の場合）	法人の納税証明書（直近1年度分） a 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明（国税通則法施行規則別紙9号様式その3の3） b 兵庫県税に未納のないことの証明書（納税証明書(2)全税目） c 豊岡市税に係る納税証明書（全税目）
（非法人の場合）	代表者の納税証明書（直近1年度分） a 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明（国税通則法施行規則別紙9号様式その3の2） b 兵庫県税に未納のないことの証明書（納税証明書(2)全税目） c 豊岡市税に係る納税証明書（全税目）
納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書

※各証明書類については、提出日の前3か月以内に発行されたものを添付してください。

- (オ) 財務諸表（法人及び個人）
前年度（直前決算期）及び前々年度の決算書類（損益計算書、貸借対照表）
- (カ) グループの場合、上記書類（構成員全て）に加え、次の書類も提出すること。
 - a グループの構成員表（様式6）
 - b グループ申込に係る構成事業者の委任状（様式7）
 - c グループ協定書の写しその他これに類する書類（任意様式）
- イ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）
- ウ 提出部数 正本1部

(3) 応募期限及び受付時間

- ア 提出期限
2021年8月23日（月）17時まで
- イ 提出先

株式会社日高振興公社 担当：上田 直義
〒669-5372 兵庫県豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13
TEL：(0796) 45-1331
FAX：(0796) 45-1338
Eメール：michinoeki@michinoeki-kannabe.com

ウ 受付時間
9時から17時まで

(4) 参加資格審査

応募事業者について、前記4に規定する参加資格の有無を審査する。

ア 参加資格審査結果の通知

全応募者に対し、参加資格の審査結果を2021年8月30日(月)までに電子メールにて通知する。併せて、その内容を書面にした文書を送付する。

イ 参加資格審査結果に関する質問

(ア) 参加資格の審査の結果、参加資格を有しないとされた事業者は、その理由について、公社に説明を求めることができる。

(イ) (ア)の説明を求めようとする事業者は、2021年9月6日(月)17時(必着)までに、公社に書面を直接持参又は郵送により、説明を求めなければならない。

(ウ) 公社は、2021年9月10日(金)までに(イ)の質問に対する回答をする。

(5) 質問・回答の実施

公募要項等の内容に対する質問がある場合は、質問書(様式2)を次のとおり提出すること。なお、電話、FAX又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 2021年9月6日(月)12時まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール(提出先：michinoeki@michinoeki-kannabe.com)

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「道の駅「神鍋高原」飲食施設運営業務質問書(□□)」(□□は会社等の名称又は略称)

エ 質問回答日 2021年9月10日(金)(予定)

オ 回答の方法

質問内容とその回答を道の駅「神鍋高原」公式ウェブサイト等に掲載する。なお、本業務の応募に必要なと判断される質問のみ受け付けるものとする。

(6) 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限 2021年9月13日(月)17時まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、配達したことを証明できるものに限る。

エ 提出書類 辞退届(様式11) 1部

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 2021年9月21日(火)17時まで

(2) 提出先 6(3)イに同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）

(4) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式8） 正本1部

イ 企画提案書（様式9） 正本1部、副本10部

(ア) コンセプトとセールスポイント

a 飲食施設の名称提案

b 飲食施設部分の改修計画（テラス席を含む）の提案

c 飲食施設のコンセプト・セールスポイント

d 新たなニーズ（民間ホテル宿泊者ニーズ）や多様なニーズ（地域内外の来訪者）への対応

e 神鍋高原等の地元食材を活用したメニューや食材の付加価値向上のための取り組み、メニューの価格設定等

f 営業日・営業時間の設定とその考え方

g 人員配置計画（現場責任者（予定者）の経歴、従業員の配置計画、業務実施体制等）

(イ) 道の駅や神鍋温泉ゆとろぎ、観光事業者等との連携・協力についての提案

(ロ) ホスピタリティの維持向上についての提案

(ハ) 広報戦略・集客戦略についての提案

(ニ) その他の自由提案

ウ 収支計画書（様式10） 正本1部、副本10部

8 日程（予定）

公表	2021年 8月 9日
現場説明会参加申込締切	2021年 8月 24日 17時まで
現場説明会	2021年 8月 31日
質問受付締切	2021年 9月 6日 12時まで
質問回答	2021年 9月 10日
参加申込書受付締切	2021年 8月 23日 17時まで
企画提案書等受付締切	2021年 9月 21日 17時まで
書類審査	2021年 9月 27日（予定）
プレゼンテーション審査	2021年 10月 14日（予定）
結果通知	2021年 10月 20日（予定）
協定締結	2021年 11月 月上旬
業務契約締結	2022年 4月（予定）
営業開始	2022年 12月（予定）

※新型コロナウイルス感染症の状況や改修工事の状況により変更することがある。

9 審査概要

(1) 審査委員会

企画提案書の選定に当たっては、審査委員会を設置し、審査を行う。審査は、提出書類及びプレゼンテーションにより行う予定であるが、新型コロナウイルス感染症対策のため、書類のみで審査を行う場合がある。

(2) 審査方法

ア 評価

(ア) プレゼンテーションによる審査を実施し、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び審査ポイント等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は加点方式により行う。

イ 第1次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が4事業者以上あった場合、書類審査を行い、各委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位4事業者までを、第2次審査の対象とする。

参加資格を満たすと判断された事業者が4事業者以下の場合、参加資格を満たす全ての事業者を第2次審査の対象とする。

ウ 第1次審査結果通知

(ア) 通知時期 2021年10月4日（月）予定

(イ) 通知方法 電子メールで通知

エ 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行う。

(ア) 開催日 2021年10月14日（木）予定

※都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 開催場所 道の駅「神鍋高原」 2階会議室

(ウ) 出席者 プレゼンテーション審査出席者は、応募事業者1者につき3名以内とする。

(エ) 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書を基にパワーポイント等により説明を行うこと。

(オ) 参加通知 第2次審査への参加通知は10月4日（月）を目途に通知する。

(カ) その他 プレゼンテーション20分、ヒアリング25分程度を予定。プレゼンテーションに必要な機器（スクリーン、プロジェクター、ホワイトボード）は公社が準備する。参加者は、プロジェクターに接続可能なパソコンを用意し、企画提案書がスクリーンに映せるように準備すること。

オ 選定

下記に定める審査基準に基づき採点を行い、第2次審査の採点を第1次審査の採点に加味して契約予定者及び次点者を選定する。なお、審査の結果、最高点となった者が複数出た場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により契約予定者を選定する。

※評価点数の満点を100点に換算し、60点に満たない場合は、最高評点を獲得しても選定しない。

カ 最終審査結果

最終審査結果は、第2次審査参加者全てに2021年10月20日（水）までに書面で通知するとともに道の駅「神鍋高原」公式ウェブサイト等で公表する。（予定）

10 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

(1) 書類審査（1次審査）

評価項目	審査項目	審査のポイント	重要度
------	------	---------	-----

会社の経営力、 業務実績	会社概要、業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の規模、経営状況 ・他への出店状況 等 	
企画提案書	①コンセプトとセー ルスポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称提案 ・改修計画全体のコンセプト、配置、ゾーニング ・改修計画の独自性、有効性、具体性、効率性 ・概算改修費と提案内容との整合性、妥当性 ・概算改修費の経済性 ・ライフサイクルコストの低減 ・運営計画の的確性、実現可能性、独自性 ・ニーズに合ったメニューの種類、価格設定 ・収支計画および利用者の利便性を考慮した営業日、営業時間の設定 ・店舗の料理責任者の経歴 ・店舗の人員配置、業務の実施体制 等 	◎
	②道の駅や地域等と の連携、協力	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅や神鍋温泉ゆとろぎと連携した店舗運営の基本方針 ・道の駅や地域団体等への協力体制 ・道の駅の集客につながる提案 ・地元雇用の創出や地域活性化への取組み 等 	
	③ホスピタリティの 維持向上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性を高めるための工夫 等 	
	④広報戦略・集客戦 略	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者や道の駅等の利用者、神鍋高原へ来訪者を呼び込むための工夫 ・飲食を目的とした来店者を増やすための提案 等 	
収支計画の妥当 性	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画の実現可能性 等 	○
その他業務の目的を達成するために有 効な事項		<ul style="list-style-type: none"> ・上記評価項目以外の独自の提案・工夫 等 	

(2) プレゼンテーション審査（2次審査）

評価項目	審査項目	審査のポイント	重要度
プレゼンテーシ ョン	業務に対する意欲、 説明内容及び資料	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に取り組む意欲、熱意、積極性 ・説明内容及び資料の内容 等 	◎

11 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約予定者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、公社が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と公社が判断した場合

12 契約

- (1) 手続の進め方
契約予定者特定後、公社と協定締結に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに協定締結の手続きを行うものとする。なお、特定された者は必要に応じて必要書類を提出するものとする。
- (2) 契約予定者と提案内容を基に豊岡市と改修工事に係る協議を行う。
- (3) 2022年4月（予定）において、公社と事業者との間で業務委託契約を締結する。
- (4) 本業務は条件付きの募集であり、改修工事に係る協議が整った場合においても、豊岡市の予算案件等が議会で承認されないこと等により、本業務が実施できなくなった場合には、本件は提案を募集したことに留まり事業化はされない。十分にご留意のうえ応募することとする。
- (5) 契約書
契約書は、公社が準備するものを使用する。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、公社の文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、公社の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約予定者となった場合、業務実績として公社の名前を挙げることは可能であるが、業務内容の詳細については、公社の許可なく開示できない。
- (4) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (5) 企画提案書の提出は、1者及び1グループにつき1案とする。
- (6) 企画提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- (7) 参加申込業者に関しては公表しない。
- (8) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (9) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (10) 成果品の著作権は公社に帰属する。

14 問合せ先

株式会社日高振興公社 担当：上田 直義

〒669-5372 兵庫県豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13

TEL：(0796) 45-1331

FAX：(0796) 45-1338

Eメール：michinoeki@michinoeki-kannabe.com